

地域公共交通計画等の作成と運用の手引き

別冊

第4版（令和5年10月）



公共交通利用促進キャラクター
のりたろう



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

1.6 継続実施計画の変更について

計画の記載内容に変更が生じた場合、計画の変更が必要となります。変更については、以下の3つが考えられます。

① 変更認定を受けなければならないもの

変更の認定に際しては、変更後の事業内容が、実施方針と大きく変わらないかどうかをチェックしています。なお、継続事業の大幅な見直しを行う場合には、改めて実施方針の策定及び公募の手続きを行う必要があります。実施主体を新たに選定する等、継続事業の大幅な見直しにあたるかどうかの判断に当たっては、地方運輸局等や運輸支局までご相談ください。

② 軽微変更（事後届出）

軽微な変更については、変更認定を要しないこととしていますが、その場合であっても軽微変更の届出は必要であり、その他の個別事業法に基づくものも含め、必要な手続きが行われるよう留意する必要があります。

また、軽微変更の届出を行う際には、「a)氏名又は名称、住所、法人の場合はその代表者の氏名」、「b)変更した事項（新旧対照形式）」を提出する必要があります。この際、変更事由についても併せて報告いただくようお願いいたします。

なお、現在の記載内容の範疇に収まる場合等においては、変更認定および届出は必要ありません。

▼変更の認定に係る考え方について

	変更認定（事前申請）	軽微変更（事後届出）	修正不要
1.区域	区域の範囲を変更する場合	地域の名称や地番の変更	現在の記載内容の範疇に収まる場合
2.内容	記載内容の大幅な変更（軽微変更となるものを除く）	記載内容の軽微な変更	現在の記載内容の範疇に収まる場合
3.地方公共団体による支援の内容	地方公共団体による支援の内容の変更（軽微変更となるものを除く） (例：サービス継続実施計画に記載された支援が行われなくなる場合や重要な支援が新たに追加される等の場合に限る)	地方公共団体による支援の内容の軽微な変更	現在の記載内容の範疇に収まる場合
4.実施予定期間	認定を受けた実施予定期間から6か月を超える変更	- 認定を受けた実施予定期間から6か月以内の変更 - 但し、連続して複数回の軽微変更を行うことで、合計で6か月以上の実施予定期間の変更を行うことはできない	現在の記載内容の範疇に収まる場合
5.資金の額及びその調達方法	資金の額又は調達方法の変更（軽微変更となるものを除く）	資金の額又は調達方法の軽微な変更	- 現在の記載内容の範疇に収まる場合 - 収入・費用の内訳の額の±10%以内の変動がある場合や国による補助金の交付額が見込みと異なる際に他の主体による補填を行う場合
6.事業の効果	記載内容の変更（軽微変更となるものを除く）	記載内容の軽微な変更	現在の記載内容の範疇に収まる場合

▼変更の認定に係る考え方について（つづき）

	変更認定（事前申請）	軽微変更（事後届出）	修正不要
7.地域公共交通計画にサービス継続事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項	・記載内容の変更（軽微変更となるものを除く）	・記載内容の軽微な変更	・現在の記載内容の範疇に収まる場合
8.その他サービス継続事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項	・記載内容の変更（軽微変更となるものを除く）	・記載内容の軽微な変更	・現在の記載内容の範疇に収まる場合